

## 歯牙欠損見舞金に関するQ&A

### ※ 2 歯欠損の場合

- ① 切（門）歯部2歯の場合は、障害見舞金の対象となります。
- ② 上記①以外の2歯の場合は、障害見舞金の対象とならず、歯牙欠損見舞金の対象となります。

問 歯牙欠損見舞金の対象となるのは、どのような場合ですか。

(答)

「学校の管理下における児童生徒等の負傷により、1歯以上を欠損した場合（障害見舞金の対象となるものを除く。）」が、歯牙欠損見舞金の対象となります。

欠損とは、「永久歯が根から全部取れてなくなったもの（治療過程で抜歯したものも含む。）」をいいます。よって、脱落した歯牙を再植した場合（再植歯）や破折した場合はここでいう欠損には該当しません。

「障害見舞金の対象となるもの」とは、「学校の管理下における児童生徒等の負傷により、障害見舞金（歯牙障害）が支給される場合」をいいます。よって、障害見舞金（歯牙障害）が支給される場合は、歯牙欠損見舞金の支給は行いません。

問 「1歯以上を欠損した場合（障害見舞金の対象となるものを除く。）」とは、どういうことですか。

(答)

欠損とは、「永久歯が根から全部取れてなくなったもの（治療過程で抜歯したものも含む。）」をいいます。よって、脱落した歯牙を再植した場合（再植歯）や破折した場合はここでいう欠損には該当しません。

「障害見舞金の対象となるもの」とは、「学校の管理下における児童生徒等の負傷により、障害見舞金（歯牙障害）が支給される場合」をいいます。よって、障害見舞金（歯牙障害）が支給される場合は、歯牙欠損見舞金の支給は行いません。

問 歯牙欠損見舞金は、健康保険適用の診療に対して支給されるのでしょうか、又は保険適用外の診療に対しても支給されるのでしょうか。

(答)

健康保険適用の有無にかかわらず、学校の管理下における負傷により1歯以上を欠損した場合には支給することになります。ただし、障害見舞金が支給される場合は、歯牙欠損見舞金の支給は行いません。

問 歯牙欠損見舞金の請求は、いつからできますか。

(答)

令和3年4月1日以降に発生する災害から適用となります。請求は、傷病の治ゆ又は症状固定後に請求してください。

問 傷病の治ゆ又は症状固定前に、歯牙欠損見舞金の請求はできますか。

(答)

歯牙欠損見舞金の対象となるかの評価は、療養効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときに行うこととなりますので、傷病の治ゆ又は症状固定前に請求することはできません。

問 障害見舞金と歯牙欠損見舞金は、重複して支給されますか。

(答)

同一災害で、障害見舞金と歯牙欠損見舞金を重複して支給することはありません。障害見舞金が支給される場合は、歯牙欠損見舞金の支給は行いません。

問 再植歯は欠損した歯数に算入できますか。

(答)

再植歯は欠損した歯数に算入できないため、障害見舞金又は歯牙欠損見舞金は支給できません。

問 歯牙欠損見舞金を受給した後に、医療費を請求することは可能ですか。

(答)

歯牙欠損見舞金の請求は、傷病の治ゆ又は症状固定後になりますので、歯牙欠損見舞金を受給した後に、医療費を請求することはできません。

問 歯牙欠損見舞金の請求手続きは、災害共済給付オンライン請求システムを利用することはできますか。

(答)

当分の間、災害共済給付オンライン請求システムは利用せず、各種請求様式を用いてすべて書面で行わせていただいています。請求に必要な請求様式は、学校安全Webの様式ダウンロードのページに掲載しています。

アドレス：<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/download/tabid/81/Default.aspx>